

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 保安林の指定をする件
(農林水産省七四〇七七八)
- 保安林の指定を解除する件
(同七一九)
- 保安林の指定施業要件を変更する件
(同七二〇、七二二)
- 種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件
(同七二二)
- 高速自動車国道に関する件
(国土交通四五一〇四五四)
- 砂防法第二条の土地を指定する件
(同四五五〇四五七)
- 直轄砂防工事を施行する件
(同四五八)
- 漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ定める件
(防衛八七)
- 都市計画に関する件
(関東地方整備局三五)
- 道路に関する件
(中部地方整備局二二)
- 道路に関する件
(近畿地方整備局三四)

六 五 四 二 一

〔人事異動〕

内閣 法務省 公安調査庁 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示(近畿地方整備局) 四国地方整備局公示(四国地方整備局)

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了(人事院)

〔公告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

告示

農林水産省告示第七百十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和元年八月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 石井 啓一

- 一 保安林の所在場所 岩手県岩手郡雫石町御明 神大地沢一〇三の三六・一〇三の三一九・一〇三の三六五・一〇三の三七一(以上四筆について次の図に示す部分に限る)、一〇三の三七、一〇三の三一四から一〇三の三一七まで、一〇三の三六八、一〇三の三九〇から一〇三の三九三まで、一〇三の四一七

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (ロ) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産省告示第七百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和元年八月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 石井 啓一

- 一 保安林の所在場所 岩手県岩手郡雫石町御明 神大地沢一〇三の三六・一〇三の三一九・一〇三の三六五・一〇三の三七一(以上四筆について次の図に示す部分に限る)、一〇三の四一九

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (ロ) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 石井 啓一

- 一 保安林の所在場所 岩手県紫波郡矢巾町大字 和味第一地割一四・一五・二五八の一・二六二(以上四筆について次の図に示す部分に限る)、一六、一一九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

農林水産省告示第七百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和元年八月二十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 石井 啓一

- 一 保安林の所在場所 岩手県花巻市大迫町内川 目四五地割一二〇の二〇、第四七地割八七の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備